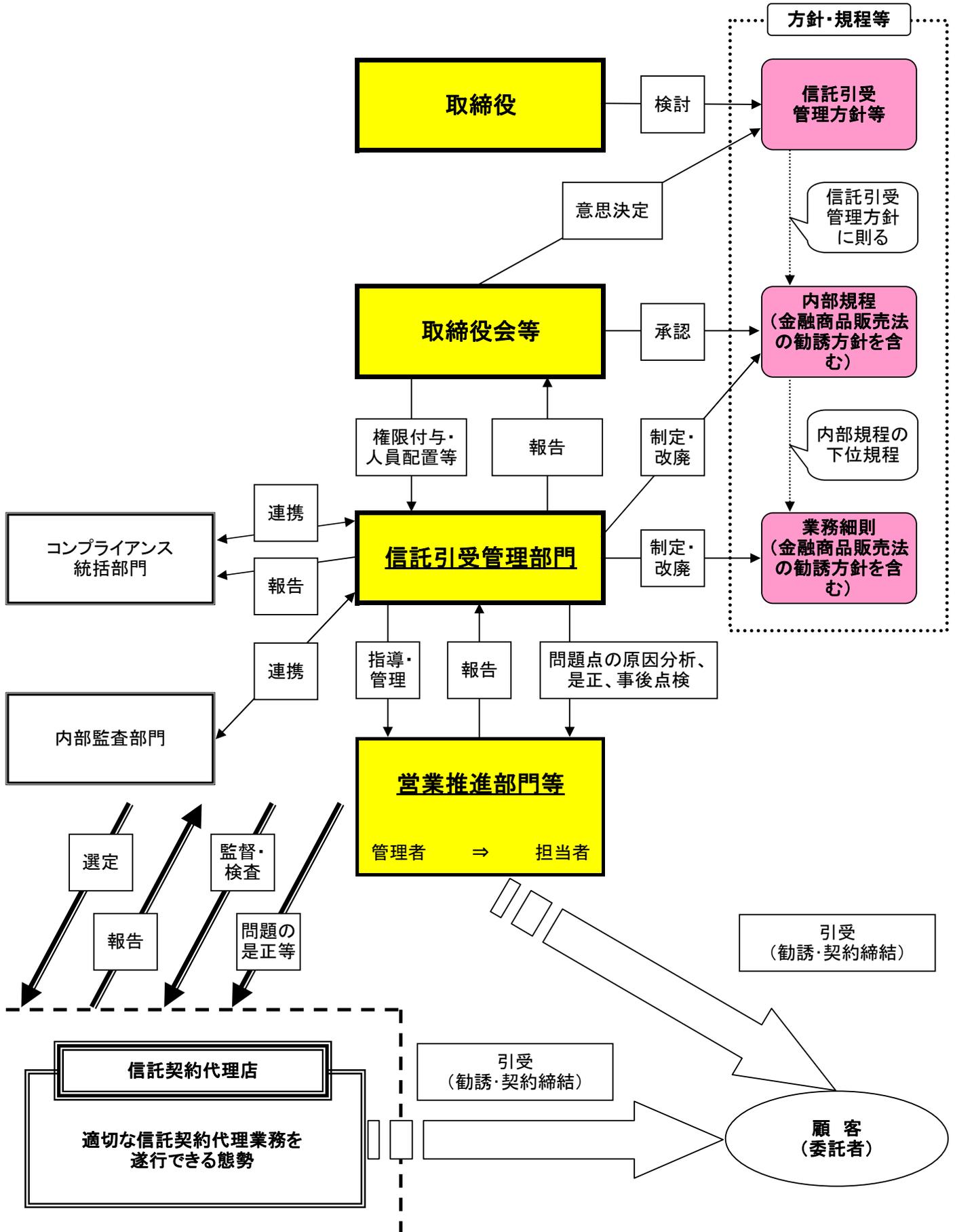


信託引受管理態勢

「信託引受管理態勢」のイメージ図



信託引受管理態勢

【信託引受管理態勢を検証する際の留意事項】

- (1) 信託契約による信託引受を行うに当たっては、委託者及び受益者の保護並びに信託兼営金融機関の業務の健全かつ適切な運営を確保するため、契約内容の適正な説明等を前提とした信託引受を行う必要があることから、信託引受管理態勢を具体的に確認するためのチェックリストを作成したものである。
- (2) 検査官は、本チェックリスト及び必要に応じ、金融検査マニュアルの「顧客保護等管理態勢」における「顧客説明管理態勢」の各チェック項目も合わせて適用し、信託引受管理態勢の検査を行うものとする。本チェックリストにより信託引受管理態勢に問題点が確認された際には、当該問題点を個別に指摘するのみならず、当該問題点を発生させるに至った原因を確認するため、金融検査マニュアルや「信託業務管理態勢を検証する際の留意事項」を踏まえつつ検証する必要があることに留意する。
- (3) 本チェックリストにより信託引受管理態勢を具体的事例に関して確認する際には、兼営法、信託業法、政省令等の関係法令、信託監督指針の規定とその趣旨を踏まえる必要があることに留意する。
- (4) 信託商品の特性は区々であり、本検査マニュアルの適用に当たっては、信託商品の多様な商品特性に配慮し、機械的・画一的な運用に陥らないよう、留意する必要がある。

【信託引受管理態勢の確認検査用チェックリスト】

I. 信託引受管理態勢

1. 信託引受管理態勢の整備・確立状況

(1) 信託引受管理方針等の整備・確立

- ① 取締役は、信託契約による信託引受が、委託者及び受益者の保護並びに信託兼営金融機関の業務の健全かつ適切な運営の確保に直接関わる業務であることを理解し、この理解に基づき、信託引受の状況を的確に把握し、適正な信託引受管理態勢の整備・確立に向けた方針及び具体的な方策を立案・検討しているか。
- ② 取締役会等において、上記方針及び具体的な方策についての分析・検討がなされ、関連部署等に一任することなく明確な意思決定がなされているか。加えて、上記方針等は、組織内に周知されているか。また、上記方針等は、定期的にあるいは必要に応じ随時見直されているか。

(2) 信託引受管理のための組織・内部規程の整備等

- ① 取締役会等は、適正な信託引受管理態勢を整備・確立するために、信託引受管理を担当する部門（以下「信託引受管理部門」という。）につき、営業推進部門等から独立した立場で適切な役割を担わせる態勢を整備しているか。また、信託引受管理部門が、信託引受管理以外の業務との兼務をする場合、営業推進部門等からの干渉を防止する態勢となっているか。¹
- ② 取締役会等は、信託引受管理部門に対し、信託引受の適正性を管理するために必要な権限を与えているか。
- ③ 取締役会等は、信託引受管理部門に、信託引受に係る法令等及びその遵守に係る十分な知識・経験を有する人員を適正な規模で配置しているか。また、必要に応じて見直しを行っているか。
- ④ 取締役会等は、適正な信託引受管理のための手続を明確に定めた内部規程を信託引受管理部門に整備させ、リーガル・チェック等を行わせ、

¹信託引受管理部門の管理者が、顧客説明管理責任者や他の部門の職員（管理者含む）を兼任することが考えられるが、その場合、業務の規模・特性に応じてその態勢が合理的か否かについて検証する。また、複数の信託引受管理部門の管理者を配置している場合は、管理全般に係る責任を負う者を定める方法により責任の所在が明確になっているかを検証する。

取締役会等が定めた信託引受管理方針に合致していることを確認した上で承認しているか。

- ⑤ 取締役会等は、営業推進部門等において信託引受の適正性を管理するための相互牽制機能が発揮できる態勢を整備しているか。例えば、信託引受管理の担当者を配置する等の工夫が望ましい。

(3) 取締役会等への報告・承認

- ① 取締役会等は、信託引受管理部門が、信託引受に係る情報のうち、経営に重大な影響を与える、又は委託者及び受益者の利益が著しく阻害される一切の事案について、取締役会等に対し速やかに報告する態勢を整備しているか。

- ② 取締役会等への報告・付議基準において、報告事項と承認事項が適切に設定されているか。

2. 信託引受管理部門の態勢と役割

(1) 信託引受管理部門による管理態勢

- ① 信託引受管理部門の管理者は、信託契約による信託引受が、委託者及び受益者の保護並びに信託兼営金融機関の業務の健全かつ適切な運営の確保に直接関わる業務であることを理解し、この理解に基づき、信託引受の状況を的確に把握し、適正な信託引受を行うための方策を講じる態勢を整備しているか。

- ② 信託引受管理部門は、営業推進部門等の管理者をして、把握した信託引受に係る問題等を信託引受管理部門へ速やかに報告させる態勢を整備しているか。

また、必要に応じ、当該問題等をコンプライアンス統括部門に報告する態勢を整備しているか。

- ③ 信託引受管理部門は、信託引受に係る問題等の実態を把握した上で、的確な原因分析等を行っているか。また、当該原因分析等に基づき、営業推進部門等の管理者に対し、問題等の是正を求め、その後の事後点検を行うなど、改善に向けた取組みを不断に行う態勢を整備しているか。

(2) 信託引受管理部門の役割

- ① 信託引受管理部門は、取締役会等が定めた信託引受管理方針に則り、信託引受管理に係る内部規程を制定し、取締役会等の承認を得ているか。

また、必要に応じて、当該内部規程に則り、信託引受管理に係る業務細則を制定しているか。

- ② 信託引受管理部門は、信託引受管理に係る内部規程・業務細則において、金融商品の販売等に関する法律（以下「金融商品販売法」という。）で定められた勧誘方針を定めているか。また、信託引受管理部門は、金融商品販売法で定められた勧誘方針を定めたとき、又はこれを変更したときには、速やかに公表しているか。
- ③ 信託引受管理部門は、以下の事項に留意し、商品・業務別特性に応じた適正な信託引受管理を行っているか。
 - イ. 所管する取扱商品のラインナップを把握しているか。
 - ロ. 各商品・業務に伴うリスクなどを把握し、信託引受上の留意点を検討しているか。
 - ハ. 勧誘する商品が必要な審査を受け、承認されたものであるかを確認しているか。
- ④ 信託引受管理部門は、営業担当者が信託引受に係る法令等を遵守し、適正な信託引受が行えるよう、例えばチェックリストや委託者との詳細な面談記録を用いるなど、営業担当者に引受手順を確認させる方策を講じているか。
- ⑤ 信託引受管理部門は、信託引受の適正性を確保するための研修等を実施し、営業推進部門等の管理者や営業担当者に理解させているか。
- ⑥ 信託引受管理部門は、営業担当者の上記引受手順を事後検証するなどして信託引受の状況を的確に把握しているか。
- ⑦ 信託引受管理部門は、内部監査部門及びコンプライアンス統括部門との連携により内部監査結果、不祥事件の調査、相談・苦情等で把握した問題点も踏まえ、必要に応じて内部規程・業務細則を改廃するなどの措置を講じているか。

3. 営業推進部門等における管理者の役割

- (1) 営業推進部門等における管理者は、信託契約による信託引受が、委託者及び受益者の保護並びに信託兼営金融機関の業務の健全かつ適切な運営の確保に直接関わる業務であることを理解し、この理解に基づき、営業推進部門等における信託引受の状況を的確に把握し、信託引受の適正性を確

保するための適切な方策を講じているか。

例えば、

- ① 営業推進部門等における自主的な法令等遵守状況の検証を適切な頻度で行っているか。例えば、営業担当者の引受手順に問題がないか検証しているか。
 - ② 営業担当者に対し、信託引受に係る法令等遵守の重要性を認識させ、信託引受管理部門の制定した内部規程・業務細則に従った適正な引受を行うよう指導・教育しているか。
 - ③ 営業担当者が信託引受時に把握した信託引受に係る問題等を、速やかに報告させ実態把握を行っているか。
 - ④ 信託引受に係る問題等が認められた場合には、速やかに当該問題等を信託引受管理部門に報告し、改善策について、信託引受管理部門と協議しているか。
 - ⑤ 信託引受に係る問題等の原因分析について、営業担当者からの聴取のみならず、自らも委託者等に対して確認を行うなど実効的に行っているか。
- (2) 営業推進部門等における管理者は、遅滞なく、信託引受管理部門、コンプライアンス統括部門や内部監査部門からの指摘事項を改善しているか。

Ⅱ. 信託引受の適正性

1. 委託者の属性に応じた信託引受（適合性の確保）

- (1) 信託契約による信託の引受の際には、委託者の保護の観点から、法令、内部規程・業務細則に基づき、委託者の知識、経験及び財産の状況を踏まえた説明を行っているか。
- (2) 適正な信託の引受を行うため、商品・業務ごとの特性に応じて、委託者の情報を収集・記録する手段（例えば、顧客カードやチェックリストなど）を活用し、委託者の知識、目的、経験、財産の状況等の属性を適切に把握しているか。
- (3) 把握された委託者の属性は、合理的根拠を有し、適合性の判断を行うために十分であるか。
- (4) 把握された委託者の属性に沿った勧誘を行っているか。

例えば、以下の事項につき留意しているか。

- ① 安定運用志向の委託者に対し、十分な説明をせず、ハイリスク商品を勧誘していないか。
- ② 委託者の投資目的に合わない商品を勧誘していないか。
- ③ 経済合理性に欠ける取引の勧誘をしていないか。

2. 情報提供の適正性

- (1) 信託契約による信託の引受を行うときには、あらかじめ、委託者に対し、法令（兼営法、信託業法、金融商品販売法、消費者契約法、個人情報保護に関する法律など）で定められている事項について不足なく説明しているか。
- (2) 委託者の保護の観点から、商品・業務別特性に応じて、委託者が必要となる情報を委託者に不足なく提供し説明責任を果たしているか。例えば、以下の点に配慮して情報提供を行っているか。
 - ① リスクの高い商品や仕組みが複雑な商品の販売時には、委託者の理解力に配慮した情報提供を行うこと。
 - ② 投資上の利益だけでなく、リスク等の不利益事項の説明など委託者の視点に立った情報提供を行うこと。
- (3) 内部規程・業務細則において、法令上、説明の省略が認められるケースが明確化され、それに応じて適正に行われているか。
- (4) 勧誘資料等には、表示媒体や商品・業務別特性に応じて、委託者が必要となる情報について不足なく適切に表示され、説明責任を果たす内容となっているか。例えば、以下の点が留意されているか。
 - ① 契約期間、契約内容、引受条件及び予定配当率等が適切に表示されているか。
 - ② 契約の重要事項につき委託者に誤解を与える表示となっていないか。例えば、商品の取引条件の有利性を示す際に、制限条件等を併せて分かりやすく示さないことにより、委託者に著しく有利との誤解を与えていないか。
 - ③ 商品・サービス等に係る表示が客観的事実に基づくものとなっているか。
 - ④ 商品内容、リスクなどの表示は、委託者にとって理解しやすいものと

なっているか。

- (5) 勧誘資料等について、内部規程・業務細則に従い、事前にリーガル・チェック等を受けることとされているか。

3. 信託引受に係る行為準則等

(1) 信託引受に係る禁止行為

信託契約による信託の引受に関して、委託者の保護の観点から禁止される次の行為を行っていないか。

① 不実の告知等の禁止

虚偽の表示をし、又は委託者の投資判断に重大な影響を及ぼすような事項について誤解を招くような表示を行う等をして、不適切な商品説明を行っていないか。

② 不確実な事項の断定的判断の提供の禁止

委託者の投資判断を不当に歪めるような断定的判断の提供を行っていないか。

③ 特別な利益を提供する約束又は提供する行為の禁止

特別な利益を提供することを約束すること、又はこれを提供する行為を行っていないか。

④ 損失補填・利益補足の約束又は行為の禁止

法令の定めにより一定の損失補填及び利益の追加が認められている信託商品を除いて、信託商品投資に伴って委託者に生じた損失を補填し、又はあらかじめ一定額の利益を得なかった場合に利益を補足することを約束していないか。また、損失補填行為・利益補足行為を行っていないか。

⑤ 信託契約締結を条件とした信用供与の禁止

委託者の保護に欠けるおそれがない場合を除いて、受託者との間で信託契約を締結することを条件に、受託者の利害関係人が委託者に対して信用供与を行い、又は信用供与を約束していることを知りながら、委託者との間で信託契約を締結していないか。

⑥ 優越的地位を利用した信託契約締結の禁止

委託者に対して、受託者又は受託者の利害関係人の取引上の優越的な地位を不当に利用して信託商品の購入を強制していないか。

⑦ その他法令に違反する行為の禁止

(2) 不適切なスキーム等の提供の防止

損失隠し、開示逃れ、不公正な損益計上等、各当事者につき一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠しない会計処理を招来する可能性があるスキーム等を提供し、信託引受を行っていないか。

4. 信託引受の際の書面交付の適正性

(1) 内部規程・業務細則において、信託引受の際に委託者に交付すべき書面の記載内容や交付方法などが明確化されているか。これに従い、作成及び交付が適正に行われているか。

(2) 上記書面は、リーガル・チェック等を受けることとされているか。

(3) 内部規程・業務細則において、上記書面の交付を省略しうるケースが明確化され、当該書面交付を省略する取扱いが適正に行われているか。

5. 商品・業務別特性に応じた着眼点（例示）

(1) 合同運用指定金銭信託・貸付信託

元本補填契約や利益補足契約が付された預金類似商品については、一般個人が、預金との差異を明確に認識しないまま、投資を行う可能性がある。

また、合同運用指定金銭信託及び貸付信託には、元本補填契約が付されたものとそうでないもの（実績配当型の商品）が並存しており、これらの商品に対しても、多くの一般個人が投資している。こうした特性を踏まえ、例えば、以下の点に留意した適正な信託引受が行われているか。

① 予定配当率（合同運用指定金銭信託の場合）や予想配当率（貸付信託の場合）について、利回りが保証又は一定の利回りが保証されているかの如き誤解を与えるような説明や表示となっていないか。

② 元本補填契約や利益補足契約が付与されていない信託の引受の際には、元本や利益が保証されているかの如き誤解を与えるような説明や表示となっていないか。

③ 中途解約や買取請求が不可能な期間、中途解約時に所定の解約手数料（貸付信託の場合には、所定の買取割引料）を徴求することを説明しているか。

④ 恣意的な運用実績を提示し、委託者及び受益者にとって有利であるか

の如き誤解を与えるような説明や表示となっていないか。

(2) 互助年金信託

互助年金信託は、公益法人として組織された公務員等の互助団体の会員である公務員等の退職金を原資として、二つの信託の仕組み（会員口（委託者は会員）・団体口（委託者は団体））を利用し、信託兼営金融機関が互助団体と提携して運用する信託である。そのため、互助団体の制度運営に着目する必要がある。こうした特性を踏まえ、例えば、以下の点に留意した適正な信託引受が行われているか。

- ① 互助団体の組織性を検証（架空組織・反社会的勢力に該当しないことの確認など）しているか。
- ② 互助団体が定める互助年金規定などを確認しているか。
- ③ 互助年金信託（会員口）の収益金は団体口へ入金されることを会員及び互助団体に説明しているか。
- ④ 互助団体が団体口に信託できる財産は会員口の収益金であることを互助団体に説明しているか。
- ⑤ 互助団体が制度運営責任を負い、計画的な財産運営が必要となることを互助団体に説明しているか。

(3) 勤労者財産形成信託

勤労者財産形成信託は、勤労者から事業主等を通じて委託された積立金を金銭信託等で運用していく商品であるが、契約制限や払出制限等の制約を伴うという特性を踏まえ、例えば、以下の点に留意した適正な信託引受が行われているか。

- ① 勤務先の制度によっては、勤労者が契約できない財形種類・商品があることを適切に説明しているか。
- ② 住宅財形信託・年金財形信託については、原則として勤労者財産形成促進法が定める一定の要件を満たす場合のみ払出が認められることを説明しているか。

(4) 土地信託

土地信託は、受託者が建物の建設や資金調達を行い、不動産賃貸などを営むいわゆる事業執行型の信託である。そのため、運用期間が長期にわたり、信託事業収支如何で元本が毀損し、ひいては、委託者兼受益者が追加費用を負担するおそれがあり、委託者兼受益者に帰属するリスクが大きい。

こうした特性を踏まえ、例えば、以下の点に留意した適正な信託引受が行われているか。

- ① 信託期間が長期にわたる、受託者が事業執行に係る広範な裁量権を有しているといった土地信託の特性を踏まえ、商品内容やリスクの説明においては、テナントの空室率の上昇による影響など複数のシナリオによる例示を取り入れ、取引の概要や取引に係る損失の危険に関する事項その他顧客の注意を喚起すべき事項を記載した書面を交付するなどの方法により、委託者に対し十分な説明を尽くしているか。
- ② 業績が悪化した場合においても配当が継続されるかの如き誤解を与えるような説明や表示となっていないか。
- ③ 修繕積立金等の積立の必要性について適切に説明しているか。

(5) 年金信託

年金信託は、企業や団体が実施する年金制度に必要とされる幅広い業務を包括的に引き受ける信託であるが、主に将来の年金や一時金を給付するために積み立てられる資産の運用を行うため、運用に関する情報提供が適正に行われる必要がある。こうした特性を踏まえ、例えば、以下の点に留意した適正な信託引受が行われているか。

- ① 次に掲げる重要事項について事前に十分な情報提供を行っているか。
 - イ. 運用商品の仕組み及びリスク・リターンの特性
 - ロ. リスク（市場変動リスク、為替リスク、信用リスク等）負担の帰属
 - ハ. 運用スタイル及び手法
 - ニ. 運用手順及び運用態勢
 - ホ. ベンチマークや許容されるリスクテイクの度合い
 - ヘ. 報酬算定方法及び契約解除の制約の有無
 - ト. デリバティブ利用の可否
- ② 過去の運用実績の提示は、真実に基づき適切に開示しているか。

例えば、以下の事項につき留意しているか。

 - イ. 恣意的な運用実績を提示し、委託者及び受益者にとって有利であるかの如き誤解を与えるような説明や表示となっていないか。
 - ロ. 過去の運用実績の説明を行う際は、売買の時期等の前提条件を適切に説明しているか。
 - ハ. 過去の運用実績が、将来の運用成績を保証するものでないことを説

明しているか。

Ⅲ. 信託契約代理店管理の適正性

信託兼営金融機関が信託契約締結等を委託するに当たっては、信託契約代理店が業務委託契約や法令等に定められた事項等を遵守し、適正な信託契約代理業務を行うことができるよう、信託兼営金融機関は、信託契約代理店管理の適正性を確保する必要がある。

1. 信託契約代理店の選定に係る審査

- (1) 審査に係る内部規程・業務細則を定めているか。
- (2) 信託契約代理店が、規模・特性に応じて、適切に信託契約代理業務を遂行できる態勢となっていることを確認しているか。例えば、信用力及び信託契約代理業務の実施態勢を確認しているか。
- (3) 信託契約代理店が、委託元の信託兼営金融機関に対し、信託契約代理業務に関する十分な情報を提供する態勢となっていることを確認しているか。
- (4) 信託契約代理店が、他の信託兼営金融機関の信託契約代理店を併営する、いわゆる乗合代理店である場合には、委託元の信託兼営金融機関の取り扱い商品と、他の信託兼営金融機関の取り扱い商品とを峻別して明示するなど、顧客の誤認を防止する態勢となっていることを確認しているか。
- (5) 信託契約代理店が、信託兼営金融機関と齟齬のある顧客対応を行うことで、委託者に混乱を招くことがないように、顧客対応が適正に行われる態勢となっていることを確認しているか。
- (6) 信託契約代理店が、信託契約の締結の代理又は媒介を行い、委託者から財産の預託を受けた場合に、当該財産を自己の財産及び他の顧客の財産と分別管理する態勢となっていることを確認しているか。

2. 業務委託契約の内容

- (1) 業務委託契約には、信託契約代理店との合意事項等、法令等により求められる条件を定めているか。また、業務の特性と必要に応じ、その管理に必要な報告等を求める監督・検査権限を明記する等、業務委託契約は、信託契約代理店に対する監督を実効的に行うことができる内容となっている

るか。

- (2) 業務委託契約においては、当該契約の遂行に伴って生じる信託契約代理店の説明責任の範囲、その他紛争の防止や適正処理のために必要な事項を定めているか。
- (3) 委託者又は受益者の保護のため、必要に応じて信託契約代理店との委託契約を解除できるように定めているか。

3. 信託契約代理店の管理態勢

(1) 信託契約代理店の業務運営実態の把握

信託契約代理店の法令等の遵守状況に関し、内部監査等を踏まえた報告を信託契約代理店から定期的に受ける等、実効性のある確認を行える態勢となっているか。

(2) 信託契約代理店の業務運営の定期的評価

- ① 信託契約代理店の業務遂行能力・信用力等について、定期的に評価を行っているか。
- ② 内部管理の状況及びその有効性を評価するため、信託契約代理店の内部監査・委託元の信託兼営金融機関自らが行った監査の実施状況など十分な情報を入手しているか。

(3) 問題の是正等

信託契約代理店で発生した業務執行上の問題点について、信託契約代理店に対して速やかに是正を求めるとともに、是正状況の報告を求める態勢となっているか。